



第14集

すてきなまちに



2017年度人権作品

北野小学校1年 東 さおりさんの作品

野洲市・野洲市教育委員会
野洲市人権啓発推進協議会

2018(平成30)年3月発行

発刊にあたって

インターネットの進展により私たちの日常生活は豊かで便利となりましたが、他人への誹謗中傷や差別の助長拡散など命に関わる事件も起こっています。インターネットでの様々な人権問題を学び、解決に向けた取組が、すてきなまちづくり、すてきな地域づくりのために必要であると思います。

また、野洲市では、人権問題の解決は市民と行政の協働による取組とするため、広く人権作品を募集したところ、多くの児童生徒、市民の皆様より人権作品が寄せられました。その中から選ばれた入選作品を紹介しています。

この『すてきなまちに』第14集が市民の皆様に広く読まれ、地区別懇談会や研修会などに活用され、様々な人権課題解決のために少しでも役立てていただけたと幸いです。

2018年(平成30年)3月

野洲市長
野洲市教育委員会 教育長
野洲市人権啓発推進協議会 会長

山仲 善彰
西村 健
水島 章夫



- 1 インターネットによる様々な人権問題が大きな社会問題に 1~2
 - 2 子どもをネット被害から守るために 3
 - 3 インターネットによる人権侵害があったときは 4
 - 4 部落差別解消推進法成立の背景にインターネットによる部落差別の助長拡散が... 5~6
- 2017年度(平成29年度)人権尊重をめざす人権作品紹介 7~10

野洲市「人権尊重のまち」宣言

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにしてもっている基本的な権利です。

わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たがいに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

1 インターネットによる様々な 人権問題が大きな社会問題に

高度情報化の進展により、インターネットの利用者人口は急激に増加し、2016年（平成28年）末で約1億84万人（平成29年版情報通信白書）となり、特に、スマートフォンの普及により情報収集・発信が簡単となり、コミュニケーションの輪が広がるなど、私たちの日常生活はより豊かで便利なものとなりました。

しかし、その一方で取り扱いの容易さから個人の名誉やプライバシーの侵害、差別の助長拡散など様々な人権に関わる問題が起こるとともに、インターネットを利用した架空請求やライン・ツイッターなどによる交流サイトをきっかけとした犯罪などが大きな社会問題となっています。特に、安易に利用することで中・高校生が被害者となるだけでなく、知らず知らずのうちに加害者となることが問題となっています。

また、スマートフォンや通信機能を有するゲーム機の普及により、小学校低学年でも容易にインターネットに接続できる環境となっています。

インターネットによる人権問題やトラブルについて考えてみましょう

インターネットの良さ(利便性)として、このようなものがあります。	どのような人権問題やトラブルにつながるのでしょう？
<ul style="list-style-type: none"> ・知りたいことを簡単に情報収集したり発信できる ・どこに居ても仕事や買い物ができる ・LINEを使ってメッセージの一斉配信・やり取りができる <p>(他にどのような良さがあるか考えてください)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を掲載することで、名誉毀損となる ・個人情報を無断で掲載することでプライバシーの侵害となる ・購入代金を支払ったが、商品が届かない <p>(他にどのような問題が生じるか考えてください)</p>



インターネットを悪用した人権侵害ってどのようなこと？

インターネットでの人権侵害は、①名譽毀損②侮辱③信用毀損④脅迫⑤さらし
⑥ネットいじめ⑦児童ポルノ⑧ハラスメント⑨差別に分類することができます。

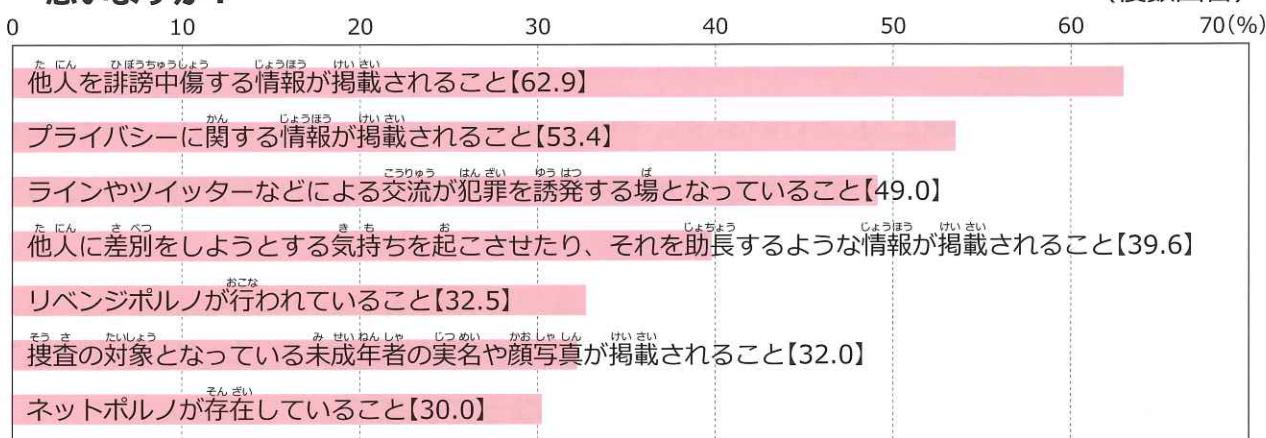
誤った情報による他人への誹謗中傷や住所を無断掲載したり、個人情報を盗み取って脅迫及び金銭を要求するなどの違法行為が起こっています。また、差別する意図をもって部落とする地名掲載や外国人、障がいのある人への差別的な書き込みなど様々な人権侵害が発生しています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査より)

インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると

思いますか？

(複数回答)



インターネットで相手を傷つけないために必要なことは？

メールやブログなどへの何気ない書き込みが相手を傷つけ、人権を脅かすことになります。相手の顔が見えないからこそ人権を尊重することが大切です。

○あなたは、次のことをどう思いますか。？

知ったことをネット上に何でも書き込んでいる

自分の写真や情報を書き込んでいる

心当たりのないメールに返信する

ネット上の情報をうのみにする

パスワードの設定をしなかったりフィルタリングサービスなしで利用する



2 子どもをネット被害から守るために

ネット利用が低年齢化し、子どもたちはゲーム機やパソコン・親のスマートフォンなど様々な端末を利用することで友達とのゲームや専門サイトの閲覧など危険性をあまり意識せず利用しています。また、最近のゲーム機には無線通信に対応した機種が増えており、どこからでも通信できることから、ゲームを長時間楽しんだり、見知らぬ相手との交信や悪意を持った者が写真などを投稿させることで金銭を目的としたトラブルも起こっています。

子どもがどのようなネット社会との関わりを持っているのか。まず知ることからはじめてみましょう。

青少年のインターネット利用と依存度傾向に関する調査(%)…(平成25年6月総務省調査より)

自分で利用している率	パソコン	ゲーム機	スマートフォン
小学4～6年生	75.9	88.8	16.0
中学生	88.2	83.3	21.3
高校生	96.0	76.6	51.1

※通信機器を所有している家庭における調査

内閣府の2016(平成28)年度青少年のインターネット利用環境実態調査によるスマートフォン所有・利用率は小学生27%、中学生51.7%、高校生94.8%で、小学生はゲーム・動画視聴が上位。中学生は動画視聴、ゲーム、コミュニケーションが利用の上位となっている。

被害にあわないよう家庭内でネット利用について話し合ってみましょう！



インターネットによる有害情報から子どもを守る手段に、「フィルタリング」機能があります。子どもの年齢に応じたフィルタリングサービスを利用するとともに、家庭の中での利用ルールを決めるなど正しい利用に向けて話し合うことが大切です。

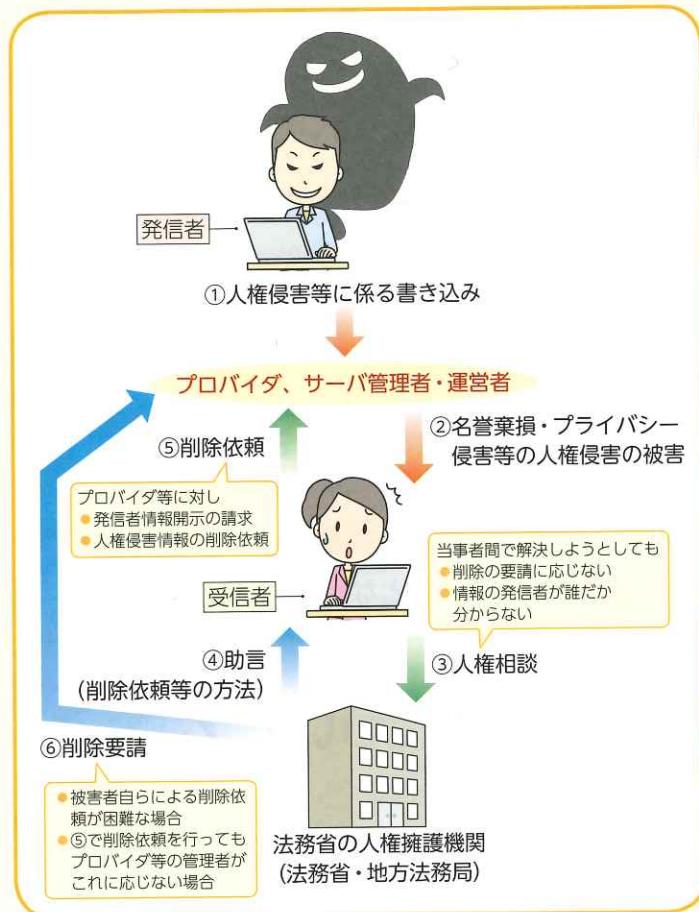
子どもがトラブルに巻き込まれないために、何ができるのでしょうか？

3 インターネットによる 人権侵害があったときは

掲示板やSNSなどで誹謗中傷されたり無断で写真を掲載されていたら、ひとりで悩まずに信頼できる人や法務局などに相談しましょう。



法務省人権擁護機関による人権侵害情報への対応

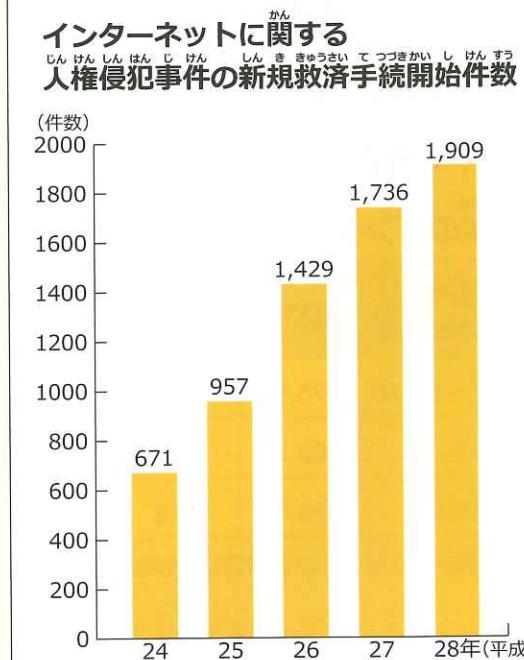


【政府広報オンラインからの転載】

*インターネット人権相談受付窓口 ⇒ 検索

*みんなの人権110番(全国共通)

電話: 0570-003-110
(最寄りの法務局につながります)



[平成29年度版 人権の擁護より]

◎プロバイダなどに情報の削除依頼

発信者が特定できないことも多いことから、プロバイダに対して発信者の情報開示請求や人権侵害情報の削除を依頼します。

◎法務局へ情報の削除依頼

法務局は、人権侵害情報の削除依頼方法の助言や被害回復への相談、プロバイダへの削除要請します。

4 部落差別解消推進法成立の背景に インターネットによる部落差別の助長拡散が

差別の実態に学ぶことからはじめませんか。

2002年(平成14年)3月に同和対策にかかる特別措置法が失効して16年が経ちましたが、この間、インターネット上での部落差別に関する書き込みや悪質な身元調査、戸籍謄本等不正取得事件などが起こっています。

また、ネット社会の進展により、差別的な書き込みなどが瞬時に世界中を駆け巡ることとなります。誤った記事が一度掲載されると削除が難しく、多くの利用者が誤った認識や差別を助長拡散してしまうことも大きな問題となっています。

部落差別解消推進法(略称)は、部落差別をはじめ様々な差別が存在する中で、「ネット社会によるいきすぎた差別行動に対して、このまま放置できない」との認識の下に定めされました。

部落差別の解消に関する法律(平成28年12月16日施行)

(目的)
第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

部落差別解消推進法の骨子

第1条(目的) 現在もなお部落差別が存在することを踏まえた取組を進めることで、部落差別のない社会の実現

第2条(基本理念) 国民一人ひとりの理解を深め部落差別のない社会の実現

第3条(責務) 国は部落差別の解消に関する施策を講じ、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を講ずる

第4条(相談体制) 部落差別に関する相談に応じる体制の充実

第5条(教育及び啓発) 部落差別解消に必要な教育・啓発を行う

第6条(実態調査) 国は部落差別の実態調査を行う

現在、インターネットを利用して結婚の際の身元調査や不動産の売買をめぐる差別が起こっています。また、学校では人権学習の中で部落差別について学んでいるものの、ネット社会の進展により、若者がこれらの誤った情報に晒されていることもあり、各分野・各階層におけるネットリテラシー(情報活用能力)を身につける必要があります。

情報化の進展により、日常生活が豊かで便利なものとなりましたが、一方で他人への誹謗中傷や差別をすることでも命に関わる事件も発生しています。私たちは差別の実態を知り、正しく学ぶことで自らの人権感覚を高めるとともに、差別をしない、させない地域社会の実現に向けた取組が求められています。

※ネットリテラシーとは、インターネットを理解して正しく利用できる能力のことです。インターネットを利用して様々な情報を入手できますが、その情報が正しいかは本人が判断しなくてはなりません。また、交流サイトやネット詐欺などのトラブルに巻き込まれないための能力も身につける必要があります。正しく判断するには、一つの情報だけでなく、友人や専門機関へ相談するなど総合的に判断することが大切です。

